

議案第67号

安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例（平成17年安曇野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第7条第2項中「及び」を「に支給する場合には100分の167.5、」に改め、同項中「100分の167.5」を「100分の172.5」に改める。

第2条 安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

第7条第2項中「に支給する場合には100分の167.5、」を「及び」に、「100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の安曇野市特別職の職員の給与等に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

令和元年12月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第68号

安曇野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年安曇野市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第31条中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第32条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第33条中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第34条第1項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合においては100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）、12月に支給する場合においては100分の97.5」に、「100分の112.5」を「100分の117.5」に改める。

第38条第4項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

職員の 区分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 俸	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000

11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	

47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400
48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100
49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600
50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000
51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400
52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800
53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200
54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600
55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000
56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300
57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600
58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000
59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300
60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600
61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900
62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100	
63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400	
64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700	
65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000	
66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300	
67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600	
68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900	
69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100	
70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400	
71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700	
72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000	
73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200	
74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500	
75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800	
76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000	
77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200	
78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500	
79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800	
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000	
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200	
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500	

83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
94		294, 900	342, 600			
95		295, 200	343, 100			
96		295, 600	343, 500			
97		295, 800	343, 700			
98		296, 100	344, 100			
99		296, 500	344, 500			
100		296, 900	344, 800			
101		297, 100	345, 100			
102		297, 400	345, 500			
103		297, 800	345, 900			
104		298, 100	346, 300			
105		298, 300	346, 800			
106		298, 600	347, 200			
107		299, 000	347, 600			
108		299, 300	348, 000			
109		299, 500	348, 500			
110		299, 900	348, 900			
111		300, 300	349, 200			
112		300, 600	349, 500			
113		300, 800	350, 000			
114		301, 000				
115		301, 300				
116		301, 700				
117		301, 900				

	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用 職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 安曇野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の2中「12,000円」を「16,000円」に改める。

第17条の3中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第34条第1項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の92.5（特定幹部職員にあっては、100分の112.5）、12月に支給する場合においては100分の97.5」を「100分の95」に、「100分の117.5」を「100分の115」に改める。

（安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年安曇野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「374,000」を「375,000」に改める。

（安曇野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 安曇野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成17年安曇野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

（安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 安曇野市会計年度任用職員の給料等及び費用弁償に関する条例（令和元年安曇野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 （第3条関係）

号俸	給料月額
	円
1	146,100
2	147,200

3	148,400
4	149,500
5	150,600
6	151,700
7	152,800
8	153,900
9	154,900
10	156,300
11	157,600
12	158,900
13	160,100
14	161,600
15	163,100
16	164,700
17	165,900
18	167,400
19	168,900
20	170,400
21	171,700
22	174,400
23	177,000
24	179,600
25	182,200
26	183,900
27	185,500
28	187,200
29	188,700
30	190,400
31	192,200
32	193,900
33	195,500
34	196,900
35	198,400
36	199,900
37	201,200
38	202,500

39	203, 700
40	205, 000
41	206, 300
42	207, 600
43	208, 900
44	210, 200
45	211, 300
46	212, 600
47	213, 900
48	215, 200
49	216, 300
50	217, 400
51	218, 400
52	219, 500
53	220, 600
54	221, 600
55	222, 500
56	223, 500
57	223, 800
58	224, 600
59	225, 400
60	226, 100
61	226, 800
62	227, 800
63	228, 600
64	229, 400
65	230, 100
66	230, 800
67	231, 700
68	232, 700
69	233, 400
70	234, 000
71	234, 500
72	235, 200
73	236, 000
74	236, 600

75	237,200
76	237,700
77	238,400
78	239,100
79	239,800
80	240,300
81	240,800
82	241,500
83	242,200
84	242,900
85	243,500
86	244,200
87	244,900
88	245,600
89	246,100
90	246,600
91	246,900
92	247,300
93	247,600

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の安曇野市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第34条第1項及び別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の安曇野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第17条の2の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住

居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和３年３月31日までの間、第２条の規定による改正後の給与条例第17条の３の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第２号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（１） 第２条の規定による改正後の給与条例第17条の２に該当しないこととなる職員

（２） 旧手当額から第２条の規定による改正後の給与条例第17条の３の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

５ 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

令和元年12月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

令和元年度 安曇野市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度安曇野市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,274,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年12月20日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金		466,978	4,701	471,679
	2 負担金	450,722	4,701	455,423
16 県支出金		2,343,655	2,763	2,346,418
	2 県補助金	829,474	2,763	832,237
19 繰入金		1,745,796	△46,324	1,699,472
	2 基金繰入金	1,745,546	△46,324	1,699,222
21 諸収入		1,378,628	66,960	1,445,588
	5 雑入	400,783	66,960	467,743
22 市債		5,098,891	29,900	5,128,791
	1 市債	5,098,891	29,900	5,128,791
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		31,182,052	0	31,182,052
歳 入 合 計		42,216,000	58,000	42,274,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		248,478	688	249,166
	1 議会費	248,478	688	249,166
2 総務費		4,705,962	338	4,706,300
	1 総務管理費	3,794,485	118	3,794,603
	3 戸籍住民基本台帳費	193,364	100	193,464
	4 選挙費	113,278	60	113,338
	6 監査委員費	29,054	60	29,114
3 民生費		13,569,825	31,340	13,601,165
	1 社会福祉費	7,126,813	200	7,127,013
	2 児童福祉費	5,602,763	31,140	5,633,903
4 衛生費		3,937,480	50	3,937,530
	1 保健衛生費	1,176,082	50	1,176,132
6 農林水産業費		1,812,012	310	1,812,322
	1 農業費	803,445	250	803,695
	2 林業費	386,252	60	386,312
8 土木費		5,795,160	600	5,795,760
	1 土木管理費	277,759	600	278,359
10 教育費		3,540,689	546	3,541,235
	1 教育総務費	840,450	46	840,496
	5 社会教育費	953,113	500	953,613
11 災害復旧費		1,500	24,128	25,628
	1 土木施設災害復旧費	1,500	15,829	17,329
	2 農林水産施設災害復旧費	0	8,299	8,299
補 正 に 係 ら な い 款 ・ 項		8,604,894	0	8,604,894
歳 出 合 計		42,216,000	58,000	42,274,000

第2表 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
旧合併特例事業債(民生債)	440,900	証書借入	3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率を見直した後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものによる。 ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	455,500	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
施設整備事業債	377,300	同上	同上	同上	392,600	同上	同上	同上

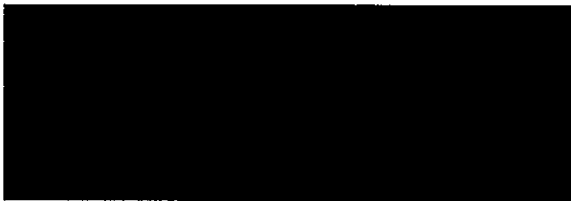
議案第 70 号

和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、下記のとおり和解について、議会の議決を求める。

記

1 和解の相手方



2 概 要

平成 30 年 6 月下旬、市立認定こども園教室内において、相手方園児が、同じクラスの園児に精神的被害を受けるという事態が発生し、相手方園児は退園となり、その後転出となった。

事態発覚後、市は関係者との協議や相手方園児、また保護者への対応を図ってきたが、精神的苦痛が続いている状況となっている。このことに対し、相手方園児代理人から令和元年 9 月 2 日に早期解決のための慰謝料の請求を受領した。

このため、相手方園児代理人と協議を進めてきた結果、請求に応じることで、協議が整った。

3 和解の内容

市は、相手方園児及び保護者に対し、事態を回避し得なかったことについて深く陳謝する。

市は本件解決金として、2,000,000 円を賠償する。

なお、本件に関し安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和元年 12 月 20 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 71 号

明科南認定こども園建設事業建築工事請負契約について

令和元年 12 月 17 日一般競争入札に付した明科南認定こども園建設事業建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 明科南認定こども園建設事業建築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 202,950,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 安曇野市三郷明盛 855 番地 7
丸山硝子株式会社
代表取締役 丸山 隆則 |

令和元年 12 月 20 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘